

第6回 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会 議事録（概要）

日時 平成24年7月10日（火）18時～20時40分

場所 鎌倉市役所 全員協議会室

出席 飯野委員、橋詰委員、保坂委員、奴田委員、波多辺委員、牧田委員、梅澤委員
＜事務局＞

環境部 石井部長、松永次長、小池次長、宮村次長

資源循環課 谷川担当課長、小澤担当課長、瀬谷課長補佐、安倍主事、片桐職員

環境施設課 小柳出課長

環境センター 川村担当課長、遠藤担当課長

ごみ減量・資源化推進担当 松井担当主査

傍聴者 2名

- 議題
- 1 家庭系ごみの有料化について
 - 2 事業系ごみ処理手数料について
 - 3 鎌倉市一般廃棄物ごみ処理基本計画（中間見直し）の再構築について

- 報告事項
- 1 事業所における資源物分別の徹底について
 - 2 家庭系ごみの戸別収集モデル事業について

進行 深野会長が急遽欠席のため、保坂委員に進行を依頼

議題 1 家庭系ごみの有料化について

保坂委員： 議論を進めたいと思います。まずご意見ご質問等お願いいたします。

奴田委員： 説明の中に審議をしていただきたい部分と案という部分があるが、有料化については市の方の案は認めるというかたちで、審議する部分を整理していかないと、時間ばかり過ぎてしまうのではないかと。私の案としては、燃やすごみ1リットルあたり2円を目安として決定みたいなかたちで進んで行って、審議に集中したほうが、進みやすいのではないかと思います。

飯野委員： 前回の議事録では、1リットルあたり2円で了承したということになるので、資料1－2は済んだという理解でいいのではないのでしょうか。

奴田委員： 案の部分を取る部分と取らない部分をわけたほうがよいのかなと思います。

谷川担当課長： 資料のまとめ方がわかりにくく申し訳ございませんでした。資料1－1は前回までの審議の経過でありまして、金額や排出方法は前回審議していただいておりますので、資料1－1は確認資料としてご提示させていただきました。

資料1－2は鎌倉市（案）とある中に、1リットルあたり2円という了承をいただいた金額も書いてあるのでわかりにくくなってしまったのかなと思います。今回審議していただきたい部分は、具体的な袋の容量でして、様々なニーズに応えるために4種類作成したいと考えて示した資料になります。資料1－3は、減免の関係について対象者、品目などを、他市の例を見ながらご意見いただければと思います。資料1－4について

は、有料化すると持ち込みごみのほうが安くなるという逆転現象が起こることが課題になりますので、その点についてご意見いただければと思います。

保坂委員： 共通袋について意見はありますか。共通袋だとわかりにくいという意見があるということですが、どこで聞いたのですか。

瀬谷課長補佐： 市民の方から燃やすごみと燃えないごみとで色が分かれていたほうが、購入する時や分別した時に同じ色ではないためわかりやすいのではないかという意見を聞いております。

波多辺委員： 共通袋と色を分けた場合の指定袋の作成単価の違いはどれくらいですか。

瀬谷課長補佐： 燃やすごみ、燃えないごみとそれぞれに記載するだけで、別々の版にしなければならず、それぞれに版代がかかることになります。別々の袋をつくるような価格になります。色の違いによる単価については、特別な色を選ばなければ、藤沢市がピンクと黄色で分けていますが、特に価格は変わらないと聞いています。共通袋では、燃やす、燃えないという記載はしないようになるので、版は一つで済むようになります。

飯野委員： 藤沢市は、事業系と家庭系で2色だった気がするのですが、燃やすごみと燃えないごみで分けると4色になるのでかえってわかりにくくなるのではと思います。家庭系と事業系の2色でいいのではないかと思います。資料1－2については、ボランティアごみとおむつの袋の無料指定袋を作るかどうかだと思うが、中身を見ればわかるのでいいと思います。

保坂委員： ボランティアごみとおむつについても意見が出ましたがいかがでしょうか。少数派として無料指定袋を作成している自治体もあるということですが、それ以外は透明な袋で収集している自治体が多いということですか。

谷川担当課長： ボランティアごみについては、透明、半透明のボランティア用の袋を作成して事前に申請された方へお渡ししている自治体が多いです。ボランティアごみの袋を作るとなると、頻繁に清掃されている方がその都度申請していかなければいけないという、運用面での難しさがあります。

牧田委員： 資料1－3にあるボランティアごみの排出方法についてですが、戸別収集品目として出すということは、皆さんで掃除したごみを家に持ち帰って自分の家の前に出すということですか。

谷川担当課長： 量にもよりますが、自治会で実施した場合などは他の方法になると思います。戸別収集のモデル事業の説明会をやった際には、家の前の道路のごみをボランティアとして集めた時の排出方法を、戸別収集品目については家の前に出してもらい、植木についてはクリーンステーションに出してもらおうよう考えております。大がかりなものについては違う収集方法について検討しなければならないと考えております。

保坂委員： 市の案のボランティア袋はなしという方向で議論はございませんでしょうか。

牧田委員： ボランティア袋については作る必要はないかもしれないが、まだ収集方法など整理されてない気がします。家庭の方や、事業者が毎日前の道路を清掃したごみもボランティアごみと称するのか、大規模に行った清掃のごみはどうなるのかといったような、整理が必要だと考えます。それから、ボランティアごみは無料だからということで他のごみが入ってくることがないわけではないということも考えられるのではないかと思います。袋をつくるかつくらないかという前に、どういう分類でどのように収集するのかを詰めたほうがよいと考えます。

保坂委員： 確かに市民として、マンションなどで自分の空間でない場所のごみがあった場合はどうしようかと迷うことがあります。最近経験したことから申し上げますと、玄関に近いけれど自分の家ではないところにハトの死骸がありまして、有料化になった時にはどうなるのかなと思いました。そのような迷いがあるところで市民に分かりやすく伝えていく必要があるのではと感じます。有料化以前の問題があるのかもしれませんが、公共の清掃は必ずしもボランティア的にやるものばかりでないと思います。そのようなごみはどうされているのでしょうか。

宮村次長： 今回の保坂委員がおっしゃられました小動物については担当クリーンセンターに連絡いただければ、収集します。ペットについては1,000円いただいています。ボランティアごみの収集ですが、市の主催で実施している清掃については、ある程度集めてまとめて置いてもらい、収集しています。今問題になっているところは家の前の掃除をしたときかと考えます。現在はクリーンステーション収集で無料ですので、植木なら植木の日に出しているというのが現状です。

奴田委員： ボランティアごみの定義をどこまで広げてよいのかわからないのですが、まち美化運動で歩道を清掃し、集めたものをボランティアごみとするのであれば、まち美化運動と重なる部分も多いので、区切りをどこにするのか。毎週日曜日にやっている清掃では、自分の家に持って帰って処理することもあります、いずれ有料になるということですよ。ボランティアごみ用の袋を作るのは作成費もかかるので必要ないと思うが、区切りの境目や見分け方などかなり複雑になってくるのではないかと思います。

橋詰委員： 手元に藤沢市のパンフレットがありまして2つのことが書いてあります。1つ目は自治会などの団体が公共的な場所を清掃しごみの回収を必要とする際には2週間程度前までに事前に計画書を出すようにとの記載がある。2つ目は個人で公共的な場所を清掃した場合はボランティア清掃ごみとして扱い、ごみ集積場に出す場合にはボランティア清掃と明示して指定袋とは別に透明・半透明の袋で出してくださいと書いてあります。

奴田委員： 現在はまち美化の担当課に、毎週やりますよと年間計画を出している。自治会関係ではかなり運動しており、市から補助金も出ているので、まち美化との絡みを明確にしないといけないのではないのでしょうか。

波多辺委員： 家庭系ごみが有料化になるので、ボランティアで出たごみの収集方法を整理して、案を示していただいて、案に対して審議したい。先進市もあるわけですから参考にしながら、鎌倉市の事情に合った案を提示していただきたい。

谷川担当課長： ご意見ありがとうございます。意見を参考にいたしまして、まち美化清掃など他市の事例を参考にしながら、次回資料を提示させていただきます。

保坂委員： この件につきましては、事務局のほうから案を出していただくこととします。

有料化品目については再確認していただければよろしいでしょうか。資料1-2にありますような指定袋の方式、他の自治体に近い指定袋方式になりますがいかがでしょうか。

波多辺委員： 今日は委員長が急きょ不在なので、一点ずつ議論すべき点と確認する点を示していただかないと、議長も大変かと思います。一点ずつ示していただけませんか。

谷川担当課長： 資料1-1については、前回からの確認ということでよろしいでしょうか。資料1-2については、袋の種類を他市でも5Lから40Lということもあり、鎌倉市としても色々なニーズに応えることから4種類ということで考えておりますが、この方向でよいかどうかご意見いただきたい。

保坂委員： 資料１－１についてはよろしいですか。

飯野委員： 去年の１２月くらいのときに、収集品目は燃やすごみ、燃えないごみ、容器包装プラスチックで回収するというので議論していましたのでよいと思います。有料化する品目は燃やすごみ、燃えないごみの２種類。容器包装プラスチックについては、経費はかかりますが、指定法人ルートで容器包装プラスチックを生産している事業者と行政とでお金を出し合ってリサイクルしているので、容器包装プラスチックのみ無料として差別化を図ることで分別を誘導していくことも、合理性があると思います。単純比例型で、１Ｌあたり２円についても前回とおりでよいと思います。

保坂委員： 資料１－１の確認はよろしいでしょうか。

全 員： はい。

保坂委員： 資料１－２につきまして、１Ｌ２円で４種類ということですがご意見ありますでしょうか。

飯野委員： ボランティアごみについては保留で、次回までに他市の事例を参考にして、どこで線を引くか事務局案を示していただきたい。袋の種類については、大和市だけが３０Ｌがあるということが焦点になるかと思いますが、３０Ｌの作成はニーズがあってもよいと思うので、現時点においては必要ないと思います。おむつについては八王子市しか専用袋がないので、袋を作るだけでもお金がかかりますし、普通の家庭であればレジ袋一つでも足りると思うので必要ないと考えます。共通袋については、小規模の事業系を回収することも考えて、家庭系で１色、事業系で１色でよいと思います。容器包装プラスチックは普通の袋でよいということですね。

谷川担当課長： はい。無料ということですので、事務局としては指定袋は考えていません。

波多辺委員： 飯野委員と同じ意見です。

奴田委員： １Ｌあたり２円は決まったことですが、５Ｌ１０円というのは、５Ｌ袋を出すから１０円ということなのか、５Ｌが１０円なのかのかわかりにくいです。３０Ｌの袋がないということは、３０Ｌのごみについては４０Ｌの袋を使って出すということなのか。例えば７リットルのごみを１０Ｌの袋で出すのに１４円で出せるのかを確認したい。

谷川担当課長： あくまでも袋の値段を考えています。

保坂委員： 消費者の目線から大和市は３０Ｌを作ったのでしょけれど、逆に種類が多すぎてわかりづらくなっているのかなとも思います。袋にいっぱいに入れるようにすれば金額のことはさほど考えなくてもよいのではと思います。

奴田委員： １Ｌあたり２円と、５Ｌ袋で１０円ということをちゃんと理解していただかないと市民の方は納得しないのではないかと思います。

保坂委員： 少しでも損したくない方は種類が多い方がいいですね。

飯野委員： 事務処理の効率と、ごみを出していただく市民の方との兼ね合いになるかと思いますが、ごみを出す方は１Ｌごとの袋のほうが無駄なく出せますが、袋の種類を増やすと作成費もそれだけかかることになります。少ない種類の袋をたくさん作ったほうが安く済むわけです。他市の事例からこの４種類で落ち着いているのではないかと思います。１Ｌあたり２円というのは１キロ何リットルかという換算で出していたかと思いますが、もう一度説明していただけますか。

谷川担当課長： 前回第５回の議事録３ページ目の下から７行目のところご説明したとおり、鎌倉市の組成調査で１リットルの重さの換算が０.１３kgとなります。１Ｌあたり２円とすると、

1 kg あたり 15.4 円。ごみの収集処理にかかる単価は、1 kg あたり 66.8 円ですので約 1 / 4 の負担となります。

橋詰委員： 単純に量に比例して、袋の値段としてだけのほうが市民にはわかりやすいのかなと思います。私も可燃と不燃で袋を分けなくてもよいと思っています。藤沢市では、可燃ごみ専用袋と、可燃・不燃共通袋と使っているようです。可燃ごみ専用袋はカラスから見えにくい袋を使っているということみたいです。藤沢市はさらに事業所があるので3種類となるようです。

瀬谷課長補佐： 4月に藤沢市に視察に行った際、可燃ごみ専用の黄色い袋のカラスの効果はなく、あまり売れていないと聞いています。可燃ごみ専用袋は今年度見直す中で、作成しない方向であるとのことでした。また、それぞれの袋の販売を10枚1単位としていますが、実情では40Lを1度に10枚買って使い切る方があまりいらっしゃらないことから、40L袋は5枚単位にしていく方向もあるということです。

牧田委員： カラスの被害は大変だなと感じています。40Lの重さは5kgぐらいかと思いますが、出す側としてはぎゅうぎゅうで出したいという気持ちがあると思います。カラスに強い素材や、40Lの袋を厚くするなどの先進市を参考にしながら配慮をしていただいたほうがよいのではないかと思います。

保坂委員： 動物についてはいちごっこですので、藤沢の例も参考にしながら、これから提案していただきたい。

波多辺委員： 牧田委員の意見について事務局の意見を聞かせてください。

瀬谷課長補佐： 袋の種類は高密度、低密度があり、よく使用される高密度はサイズに関わらず丈夫だと聞いています。厚さは0.3と0.25でだいぶ単価も違うとのこと。高密度であれば0.25でも40Lで10kgまで耐えられると情報は得ています。指定袋業者は、耐久性や環境負荷への配慮も研究しているようです。ただし、カラス対策のための袋というものはなく、袋とは別の対策が必要であるようです。

波多辺委員： 袋の強度に不安がある場合には、普通の袋で補強して2重にしてもらっても構わないということに記載してもよいのではないのでしょうか。

飯野委員： 厚さのちがいでの単価の違いはどれくらいかわかりますか。

瀬谷課長補佐： 作成量に応じた単価になるので、現在のところ明確な単価を示してもらっていません。

保坂委員： 資料1-2については袋の容量は4種類で、重量比例型ということでよいのでしょうか。

全 員： はい。

保坂委員： ボランティア袋については次回に案を出してもらおうということで、おむつについては指定袋を作らず、袋は共通袋ということを承認してよろしいでしょうか。

全 員： はい。

谷川担当課長： 資料1-3については次回までに事務局案を提示いたします。資料1-4につきましては、事務局として有料化することにより持ち込みごみとの逆転現象が起こることということで、この課題を解消するような金額を考えているところです。金額の詳細については有料化と均衡がとれるような形で、事務局案を考えさせていただきたい。

飯野委員： 今回は逆転現象があることがこのままでよいかどうか諮って、具体的な内容については次回ということですね。

保坂委員： 逆転現象が起こることについて、是正を図るかどうかがご意見ありますか。

飯野委員： 資料1-4についてもう一度具体的に説明をしてもらってもよいですか。

瀬谷課長補佐： 40L 80 円となった場合、一袋 5kg になります。10kg 出したい場合は 160 円かかります。一方持ち込みごみの現状は 100kg 未満が 1 回につき 100 円となっています。10kg で 160 円となる有料化の場合に比べて非常に安くなってしまい、車がある方はそちらに流れてしまう可能性があり、有料化の意味がなくなってしまうのではないかと思います。

飯野委員： 持ち込みに流れることは事務局の説明通りなので、是正はせざるを得ないと思います。

牧田委員： 今考えるべきは、隣接他市からのごみの持ち込みも考えて価格設定をしてもらいたい。また引っ越しの時に極端に高くなってしまうことも困るかもしれない。具体的な案が出てから検討を重ねたほうがよいと思います。

飯野委員： 藤沢は緊急時のみ持ち込み可となっているので、そもそも持ち込みを受け入れるのかどうかを議論しなくてはいけないのではないのでしょうか。併せて臨時ごみの収集を継続するかどうかも含めて議論が必要ではないかと思います。

1 m³で 2,200 円の算出根拠はわかりますか。

瀬谷課長補佐： 現行の料金は平成 9 年度の改正のものです。平成 9 年の資料を整理すると、臨時ごみの収集については当時の処理単価の 17%相当ということで、1 kg を 8 円と計算して 1 m³あたり 2,200 円。持ち込みごみについては、持ち込む手間を考慮して半額とし 1 kg あたり 4 円とし、100kg 以上 10kg につき 40 円。100kg 未満については 100 円となったようです。

飯野委員： 持ち込みごみと臨時ごみのあり方について議論するには資料が少なく判断がしにくいので、他市の状況も聞いていただいて次回提示していただきたい。

臨時ごみの収集は神奈川県内で鎌倉市内だけなのですか。

瀬谷課長補佐： 調べた結果、有料化をしている藤沢市や大和市は一度に出せる量を規制していません。鎌倉市は 45L 袋で 5 袋までと設定しています。そもそも横浜市など制限を設定をしていない市もあり、調べた中では収集を受け付けていないということだったのではと思います。

橋詰委員： 引越しの際のごみの価格は不法投棄を招かないような価格にしなければならないと思います。火災などの災害時にまとまって出た場合も含めて単価設定しなければいけないと思います。

谷川担当課長： 災害時については、別の制度で減免となっております。次回までに論点を整理して、また議論していただければと思います。

保坂委員： 臨時ごみ、持ち込みごみの制度の継続が必要であるか、仮に必要であった場合の金額設定について事務局から提案していただければと思います。

飯野委員： 事務局として袋の制限は継続したままで収集の 1 m³ 2200 円とするのか、緊急時はどうするのかなど、具体的な全体像のわかる資料の作成をお願いします。

保坂委員： 引越しの時だけに限らず通常ではない状況について具体的なお提案をお願いしたい。

議題 2 事業系ごみ処理手数料について

保坂委員： 議論を始めたいと思います。

波多辺委員： 資料 2-1 の事務局案ということで、処理経費の 3 分の 2 にあたるという金額が示されていますが、四捨五入したということですか。

谷川担当課長： 処理手数料が 32 円/kg でするので、2/3 を掛けますと 1kg 当たり、21.27 円となり

切り上げたということです。

波多辺委員： 何で切り上げたのかなと、前回の資料で 21 円だと思っていた。前回も言わせていただいた通り、経済界もかなり厳しい状況で、事業者が再資源化のための分別徹底により燃やすごみを 8000 トン減らさなければならないということで、今回のごみ減量が成功するかどうかのキーポイントになるので、その点についても配慮していただきたい。ただし、平成 15 年から上がっていないこともあり、他市とのバランスも考えると上げるを得ないのかなと十分わかっております。私は 21 円は高いと思っています。少なくとも藤沢市が 20 円、横須賀市、逗子市は安くなっているのです、この金額については、慎重に議論していきたいのが 1 点。

少量排出事業者の収集については、鎌倉市の案は 20 L としていますが、隣の藤沢市が燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックまで含めて 3 種類、40 L ということです、20 L ではつらいのではないかな。40 L は欲しいところである。鎌倉の場合小規模の場合が非常に多い。7000 事業所のうち 5000 ほどが小規模であるだろう。十分検討していただいて、現状に合った形で実施できるものと考えていきたいなと思います。隣の藤沢市が 40 L は少なくとも必要であると考えます。種類においても燃やさないごみ、容器包装プラスチックについても検討が必要ではないかと思います。

谷川担当課長： 金額につきましては、今回提示させていただきましたが今日で決定ということではなく、色々なご意見をいただきたいと考えておりますのでご議論いただければと思います。少量排出事業者につきましては、20 L とした理由として分別を徹底していただきたいということがあります。確かに波多辺委員のおっしゃるような厳しいということではありますが、事務局として提示させていただきました。燃やすごみのみとしたのは燃やさないごみ、容器包装プラスチックについては事業所から排出されるものは産業廃棄物になるという原則論に立って、事務局案としては町田市と同様の形で示させていただきました。

波多辺委員： 事業者のごみで燃やすごみの中で資源ごみが入っているのは、よくないとわかっているけれど、プラスチックの処理費用が高いということが背景にある。プラスチックの処理費用が安くできるような仕組みづくりも、他市での成功事例なども探していただいて検討していただきたい。

橋詰委員： 少量排出事業者の 1 回 20 L の意味は、週何回ですか。

谷川担当課長： 基本的には燃やすごみと一緒に市が取るということで、燃やすごみは現在週 2 回なので、週 2 回ということです。1 回行くときに 20 L 1 袋までということです。

橋詰委員： 現状の事業系持ち込みの 13 円/kg は、直接搬入及び許可業者となっていますが、許可業者が搬入したときも 13 円/kg 払ってもらっているのですか。つまり許可業者は排出事業所から 13 円/kg に加えて料金をもらっているのかどうか確認したい。

谷川担当課長： 仕組みとしては許可業者は排出事業者から処理費用 13 円/kg をいただいてその分を市に納めます。それとは別に許可業者は排出事業者から収集の費用をもらっています。その部分については民民で決めていただいて払っていただいています。

牧田委員： 波多辺委員がおっしゃったとおり、事業者からしますと経済状況が悪いなか、まったく上げるなということではないが、いきなり 13 円から 22 円は幅がありすぎるのではないかと思います。電気料金や水道料金も上がりましたし、様々なものが上がっている。近隣よりも高いというのはなかなか理解していただきにくいと思います。協力を得るた

めには、本当はこれくらいだけでも市も譲歩しているのだから協力してくださいよということでないといけないと思います。最初から急激な価格設定をすることは、説明するのは心苦しいなと感じます。

少量排出事業者の定義はどういうことですか。

谷川担当課長： 量で決めていて、市の案です1回20Lの袋を出す事業者ということです。

波多辺委員： 週2回で1回20Lでは、事業やっている人は無理だと思います。

牧田委員： 現状契約していないところが多いと聞いています。そういう方をもう少しすくい取っていただけないと、かえって悪い状況になるのではないかと思います。市の指導があるにもかかわらず、クリーンステーションに出し続けている現状あるということは、現在の13円/kgでも出せないという訳があるからです。少量排出事業者についての規制はもう少しやわらかくてもいいのではないかなと思います。いきなり厳しくするのは、反対に協力を得られない可能性もあると思います。

保坂委員： 牧田委員からも、現実的な意見がありましたので、この辺りを踏まえて、提案を作成していただくということでよろしいでしょうか。

奴田委員： 質問をしてよいでしょうか。家庭系ごみ処理手数料キロ当たりいくらだったが、少量排出事業者はリットルでの求め方なのは、比較しにくいのではないかと思います。これには理由があるのですか。

谷川担当課長： 少量排出事業者については、家庭系と一緒に袋で出すということからリットル表記をしています。事業系の関係については重さということでキロで表記しました。換算でわかりにくい点につきましては、次回比較のしやすい形で示させていただいて議論がスムーズに進むよう検討したいと思います。

牧田委員： 少量排出事業者の袋は価格は違いますが家庭系ごみの袋と一緒に買えるわけですから、あまりにも価格に差があると、家に持って帰って家庭系で出すようなことが起きかねない。望ましくない結果になりかねないので検討していただきたい。

波多辺委員： 小規模事業者はほとんど、事業者であり市民でもあることが多いです。あまり金額に隔たりがあると、牧田委員が言ったようなこともありえるのかなと私も思います。

保坂委員： 町田市のような燃やすごみのみという点はどうですか。

飯野委員： なぜ20Lまでで制限したのですか。結局市のクリーンセンターに搬入するのですよね。20リットルになった理由は何ですか。

安倍主事： 藤沢市と大和市は、市が事業者のごみも収集してきた経過があります。鎌倉市では、事業者のごみを収集しておらず、少量でも許可業者と契約をしてくださいとお願いしてきたという経緯があります。ここが藤沢市や大和市との違いです。ただ実際はクリーンステーションで出しまわっているという実情もございます。過去の事業系ごみの他の調査でみると、サービス業や小売業などは20Lで収まるとされます。飲食業はやはり収まらないということはあります。鎌倉市の案としては20Lに収まるように工夫をしていただきたいということで少し厳しい20Lを提案しました。

波多辺委員： 藤沢も40Lあるわけですから、週2回20Lまでというのは厳しすぎるのではないかな。

牧田委員： 鎌倉は飲食業が多いです。どうしたらごみを減量できるか指導するということも大事だと思います。特に飲食店の場合は繁忙期と閑散期の落差が大きいので、繁忙期にきちんと分別するというのは現実的に難しいです。サービス業や小売業はそんなにごみは出ないかもしれないが、鎌倉は飲食業の店舗が多いので飲食業界がどれだけ協力するかに

よって削減の成否が決まってくるのではないのでしょうか。飲食業のことをもう少し考えていただきたい。簡単に工夫をして少なくなるようでしたら、あまり苦労はないのではないのでしょうか。

飯野委員： 事業系の生ごみを収集するということが入っていないので、そこら辺のことも考えて20Lにしているのではないですか。

小池次長： 生ごみの分別をして資源化しようという施策で、中小の事業者の生ごみを対象としています。現在は許可業者と契約して市のほうへ燃やすごみとして出しているものです。その燃やすごみの中にかなり生ごみが入っていることがわかっております。その生ごみを分別して市で資源化するというものです。前提となるのが中小といっても、許可業者と契約している事業者ということになります。今ご説明している小規模というのはまた別の扱いでして、基本的には事業者ですので事業者の自己処理責任の原則は申し上げたいが、ただ一方で一律にやってしまうと零細な事業者へ負担が多くなってしまうので、負担が多くない形で少量排出事業者というものを考えていきたいと思っています。似たような計画ではありますが、視点は違うと考えます。

飯野委員： 20Lを40Lとすると、生ごみ資源化への量が減ってしまうということにもなるかと思います。ごみ処理基本計画と、事業者への配慮のバランスを考えていくことが必要だと思います。

牧田委員： 少量排出事業者については生ごみ資源化には入っていないのですよね。

飯野委員： 生ごみの資源化するのは2000社を対象としていることですか。

小池次長： 分別した生ごみを市へ持ってきてもらう計画ですので、前提は許可業者と契約している事業者としています。この少量排出事業者というのは今までクリーンステーションに出されている方をどうしていこうかということも含まれております。

保坂委員： 本日は色々なご意見もありましたので、また案を作成していただいて次回の審議会で議論したいと思います。

橋詰委員： その時に20Lや40Lという量の設定とそれぞれの金額について話も出るかと思うので、許可業者と契約した場合にどれくらい収集運搬の料金を設定しているかについてお調べください。

議題3 鎌倉市一般廃棄物ごみ処理基本計画（中間見直し）の再構築について

保坂委員： 平成26年度末までに今泉クリーンセンターの焼却を停止するのはいつ頃決まったのですか。

小池次長： 平成26年度停止につきましては地元の皆様と市との覚書がありまして、その中では平成26年度末で焼却を停止するとございます。地元の皆様と協議する中で、ごみ処理基本計画では平成27年度まで焼却する予定でございましたが、平成26年度までで焼却を停止すると改めて確認しました。したがって生ごみ積替施設は当初平成27年度から資源化を開始する予定でしたが、焼却停止後の今泉クリーンセンターを活用するとすると、平成27年度は積替施設の設置期間となるため、平成28年度から資源化を開始することになり、1年間先延ばしになります。予定では3万t以下にすべきごみ処理基本計画ですが平成27年度で処理できない量が発生してきたということになります。そのことを踏まえ全体的に効果を検証しているところです。諮問している内容ですので、環境部で検討している材料を次回以降示してご意見を賜りたいと考えております。

保坂委員： 1年先送りということで、次回資料を示していただけるということですが、現時点でご意見ございますか。

飯野委員： 1年の先送りは仕方がないと思います。3万tを超える部分の自区外処理の検討や他市との調整が必要となってくるでしょう。例えば藤沢市では容器包装プラスチック以外の廃プラスチックを資源化しているということですので、鎌倉市の組成調査で10%ほど含まれている廃プラスチックの資源化も考えることも必要ではないか。新たな項目も次回示していただきたい。

小池次長： 廃プラスチックについても処理単価が従前よりも下がっており、場合によっては有価での売却もあるとの情報もありますので、様々ことを検討して次回お示しさせていただければと思います。

報告事項1 事業所における資源物分別の徹底について

保坂委員： 報告事項1についてご質問等ありますか。

波多辺委員： 条例改正をして罰則規定を設けるということですが、実施していくにあたっては、市としてどのように分別してもらいたいのか事業者によくわかるように説明をしていただきたい。それをやらないで、パンフレットを会合で渡すということだけではなく、きちんと説明をして理解をしてもらったうえで実施をしてもらいたいと思います。

小澤担当課長： 波多辺委員のご指摘に関しまして、排出事業者への取り組み状況をご説明させていただきます。平成23年8月、一般廃棄物収集運搬許可業者34社に対して啓発用チラシを配布し、名越クリーンセンターへ同内容の看板で掲示しております。平成24年1月には、許可業者と契約している約2,000社へ啓発用リーフレットを配布しております。今年度に入りまして11ある飲食業関連組合及び鎌倉市商店街連合会へ加入する30商店街へ、この5月下旬から会合に出向きリーフレットの配布とご説明に上がっているところです。さらには生ごみを多く出されると想定される飲食店関係の方へ、鎌倉保険事務所が事務局となっている鎌倉食品衛生協会が主催する会合に5月から年間5～6回出席いたしまして、趣旨説明を行い、ご意見を賜り、事業者への理解促進を図っているところです。

報告事項2 家庭系ごみの戸別収集モデル事業について

保坂委員： 報告事項2についてご質問等ありますか。

全 員： 特にありません。

その他

次回、第7回の審議会は平成24年9月下旬から10月上旬に開催予定。